

禁煙外来等助成事業実施要領

1 目 的

本事業は、地方職員共済組合沖縄県支部（以下「地共済」という。）の保健事業の一環として、地共済組合員の禁煙治療を促進するとともに、受動喫煙機会の減少を目指し、組合員の健康維持及び増進を図るため、医療機関等が実施する禁煙治療により禁煙を達成した組合員に対し助成を行う。

2 助成対象者

喫煙している組合員（任意継続組合員を除く）のうち、禁煙を希望する者。

3 助成要件

次のいずれかに該当すること。ただし、過去に当該助成金の交付を受けた者については助成対象としない。

- （１）医療機関で禁煙外来治療を受け、禁煙治療を終了していること。
- （２）沖縄県職員健康管理センターの指導を受け、３か月間禁煙の継続が呼気の一酸化炭素濃度測定で推定されていること。

4 助成対象経費

- （１）禁煙外来治療にかかった費用（保険適用の医療費及び薬代）
- （２）市販の禁煙補助薬（ニコチンガム、ニコチンパッチ）の購入費用

5 実施機関及び受診方法

次のいずれかの方法による。

（１）医療機関の禁煙外来を利用する場合

組合員が希望する医療機関へ、組合員自らが直接申込みを行い禁煙外来を受診するものとする。受診料及び処方された薬代は組合員証を使用し、自己負担分を組合員本人が医療機関等に対し支払い、領収書を受領して保管するものとする。（助成金請求時の添付資料）

また、禁煙治療終了後、医療機関が発行する治療証明書（禁煙プログラム終了書等）を受領して保管するものとする。（助成金請求時の添付資料）

なお、禁煙外来を中断した場合でも、次の（２）で継続することは可能である。

（２）沖縄県職員健康管理センターの指導を受ける場合

沖縄県職員健康管理センターの指導を受け、禁煙に取り組み、市販の禁煙補助薬を購入した場合は領収書を受領して保管するものとする。（助成金請求時の添付資料）

また、同センターの指導の下で禁煙を開始した日から３か月間、途中経過も含め、呼気の一酸化炭素測定などで継続した禁煙が推定された場合、同センターから「卒

煙証明書」の発行を受けるものとする。（助成金請求時の添付資料）

6 助成金額

助成する金額は、禁煙外来治療に要した受診料等（保険者負担を除く自己負担額）及び市販の禁煙補助薬の購入費用とし、助成上限額は10,000円とする。（10,000円以内の場合はその実費）

7 助成金の交付請求

禁煙治療を終了した組合員が助成金の交付を受けようとするときは、別紙「禁煙外来等助成金交付申請書」に必要事項を記入し、下記の資料を添付して、治療証明又は卒煙証明年月日の属する年度の3月10日までに地共済支部長へ提出するものとする。ただし、3月に治療継続中の場合には翌年度の3月10日までに提出するものとする。

（1）医療機関の禁煙外来を利用した場合

- ① 禁煙外来の領収書（原本）及び処方された薬の領収書（原本）
- ② 治療証明書（原本）

※禁煙プログラム終了書等で治療終了が証明できる書類（任意様式）

（2）沖縄県職員健康管理センターの指導を受けた場合

- ① 市販の禁煙補助薬を購入した時は、購入者氏名、薬品名、購入年月日、販売店名等が記載された領収書（原本）
- ② 「卒煙証明書」（原本）

（3）禁煙外来の中断後、沖縄県職員健康管理センターの指導により禁煙を継続した場合

- ① 禁煙外来の領収書（原本）及び処方された薬の領収書（原本）
- ② 市販の禁煙補助薬を購入した時は、購入者氏名、薬品名、購入年月日、販売店名等が記載された領収書（原本）
- ③ 「卒煙証明書」（原本）

8 助成金の交付

支部長は、禁煙外来等助成金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付申請をした組合員の共済組合登録口座に助成金を振り込むものとする。

9 その他

この要領のほか、禁煙外来等助成金の交付に関し必要な事項は、支部長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。